

## 概要

- **目的**  
北西大西洋の漁業資源の最適利用、合理的な管理及び保存を促進すること。
- **設立条約**  
北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約  
(Convention on Future Multilateral Cooperation in the Northwest Atlantic Fisheries)
- **発効**  
1979年1月1日(日本加盟:1980年1月4日)
- **機能**
  - 規制区域における漁業資源の最適利用を実現することを目的とする締約国の共同措置を採択すること。
  - 規制区域における漁獲量の配分を採択すること。
- **締約国等(13)**  
日本、カナダ、キューバ、デンマーク(フェロー諸島及びグリーンランド)、フランス(サン・ピエール及びミクロン)、アイスランド、韓国、ノルウェー、ロシア、ウクライナ、英国、米国、EU
- **事務局所在地**  
ダートマス(カナダ)
- **対象魚種**  
カラスガレイ、アカウオ等条約区域におけるすべての漁業資源。ただし、サケ、マス、まぐろ類及びかじき類、国際捕鯨委員会(IWC)により管理される鯨類、大陸棚の定着性種族を除く。
- **保存管理措置**
  - 総漁獲可能量(TAC)及び国別漁獲割当の設定
  - 共同国際取締の実施等
- **その他**  
我が国の漁船は、本条約区域において、カラスガレイ及びアカウオを目的とした漁業を行っており、底引き網漁船1隻が操業している。

## 条約適用水域



## 主な魚種の我が国漁獲量(単位:トン)

	カラスガレイ	アカウオ
2012年	0	0
2013年	0	0
2014年	0	0
2015年	0	0
2016年	509	283
2017年	1,024	321
2018年	1,103	1,016
2019年	1,255	550
2020年	1,219	395
2021年	1,255	366

(出典: NAFO)